

事業目標等（案）

案のポイント

A 事業評価関係

- ① 就職率の算定方式を改める。
 - ・ 就職状況を把握できない受講者は、「未就職」扱い。
 - ・ 「次訓練受講等」の控除は、連続受講が可能な「基礎コース」修了者の「次訓練受講中、次訓練受講決定」に限定。
- ② 「実践コース」の目標値を引き上げる。

B 不認定基準関係

- ① 「改善を求める基準」に加えて「退出を求める基準」を新設する。
- ② 基準値を引き上げる。

C 実績に応じた支払い関係

- ① より厳格な就職率の算定方式を使用する。
 - ・ 雇用保険の一般被保険者及び適用事業の事業主のみを「就職」扱い。
 - ・ 就職状況を把握できない受講者は、「未就職」扱い。
 - ・ 「次訓練受講等」の控除はしない。
- ② 基準値を高く設定する。

| | 求職者支援訓練(案) | 基金訓練 | 公共職業訓練(委託訓練) |
|----------------|---|---|---|
| A 事業評価 | <基礎> 60% <実践> 70% | 60% | 65% |
| | 算定方式 就職 修了就職+中途就職 修了+中途就職(一次訓練受講等※) ※ 基礎のみ 雇用 自営 | 修了就職+中途就職 修了回答+中途就職-一次訓練希望 雇用 自営 | 修了就職+中途就職 修了+中途就職 雇用 自営 |
| B 不認定基準 | ① 条件該当で改善計画、その後3年以内に当該都道府県内同分野訓練が条件該当で、全国の同分野訓練不認定 <基礎> 45%未満 <実践> 50%未満 ② 条件該当で、全国の同分野訓練不認定 <基礎> 30%未満 <実践> 35%未満 | 30%未満で改善計画、連続して当該訓練30%未満で当該都道府県の同分野訓練不認定 | 都道府県内の同種訓練平均30%未満で改善計画、連続して当該同種訓練平均30%未満で当該都道府県の同種訓練委託対象外 |
| | 算定方式 | 上記Aと同じ算定方式 | 上記Aと同じ算定方式 |
| C 実績に応じた支払い | <基礎> (設定なし) <実践> ◎55%以上 +2万円 ◎40%以上55%未満 +1万円 ◎40%未満 +0万円 ※ 標準値◎45% | (設定なし) | 75%以上 +2万円 55%以上75%未満 +1万円 55%未満 +0万円 ※ 標準値65% |
| | 算定方式 就職 計算式については上記Aと同じ。 週20時間以上労働(無期雇用、31日以上の期間雇用)(=雇用保険一般被保険者)労働者を雇用する事業主 | | 計算式については上記Aと同じ。 無期雇用、4月以上の期間雇用 自営 |

不認定基準

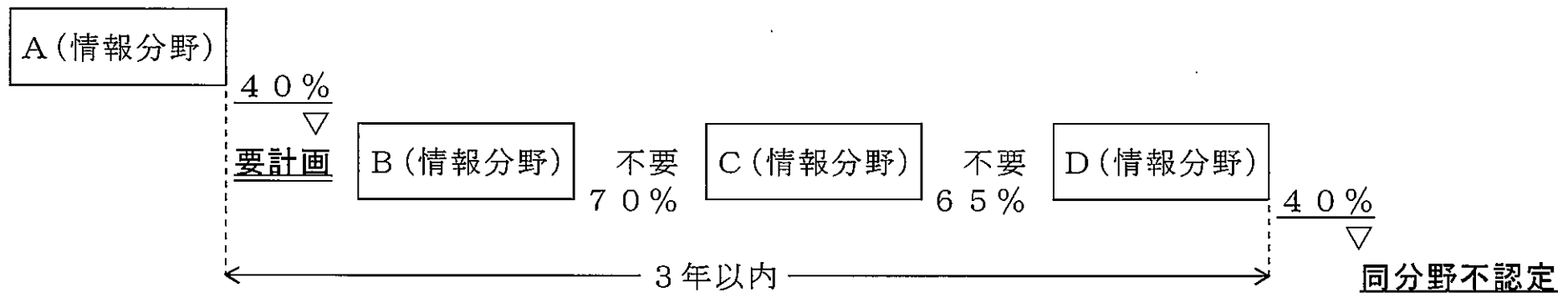
○ 改善を求める基準

ある訓練（A）の就職率が基準値を下回った場合

- ① 条件に該当することが判明した日以後、最初に当該都道府県で認定申請する同分野訓練について、改善計画の提出を求める（※ 提出がない場合は不認定）。

基準値を下回った訓練（A）の終了日から3年以内に終了する、当該都道府県での同分野訓練のいずれかの就職率が基準値を下回った場合（※ 改善計画の要否や提出状況とは無関係）

- ② 条件に該当することが判明した日以後、当該訓練実施機関による同分野訓練は認定しない。



○ 退出を求める基準

ある訓練（α）の就職率が基準値を下回った場合、条件に該当することが判明した日以後、当該訓練実施機関による同分野訓練は認定しない。



訓練実施機関に対して支払う奨励金等（案）

案のポイント

1 基礎コース：定額制

- ・ 受講者1人1月当たり6万円とする。
- ・ 出席率80%未満の受講者は算定対象外。

2 実践コース：就職実績に応じた支払制

基本部分と付加部分の合計

（基本部分）

- ・ 受講者1人1月当たり5万円とする。
- ・ 出席率80%未満の受講者は算定対象外。

（付加部分）

- ・ 就職実績に応じて、受講者数と訓練月数当たり1万円又は2万円とする。
- ・ 就職理由で中途退校した受講者も算定対象。
- ・ 就職実績は、雇用保険一般被保険者及び適用事業の事業主を「就職」扱いとする算定方式での就職率による。

| | 求職者支援訓練(案) | 基金訓練 | 公共職業訓練(委託訓練) |
|--------|--|--|---|
| 定額制 | 受講者数(※1) × 6万円 ※1 各月における受講者数の合計数 (支給期間中の出席率80%以上の者) | 受講者数(※1) × 単価(※2) ※1 各月における、在籍かつ1日 以上出席した受講者数の合計数 ※2 コースごとに次の額 職業横断的スキル習得 6万円 基礎演習 10万円 実践演習 6万円 社会的事業者等 10万円 | 受講者数(※1) × 単価(※2) ※1 各月における在籍受講者数の合計数 ※2 一般競争入札、企画競争入札等で 決定した額(以下「決定額」という。) (標準上限額6万円) |
| 就職実績対応 | 基本部分と付加部分の合計 基本部分 受講者数(※1) × 5万円 ※1 各月における受講者数の合計数 (支給期間中の出席率80%以上の者) 付加部分 受講者数(※2) × 訓練月数(※3) × 就職実績に応じた単価(※4) ※2 修了者数と中途就職者数の合計数 ※3 6月を上限とする ※4 就職率ごとに次の単価 ◎55%以上 +2万円 ◎40%以上55%未満 +1万円 ◎40%未満 +0万円 | (設定なし) | 基本部分と付加部分の合計 受講者数(※1) × 単価(※2) ※1 各月における在籍受講者数の合計数 ※2 決定額(標準上限額5万円) 受講者数(※3) × 就職実績に応じた 単価(※4) ※3 訓練末期3か月間の各月における 在籍受講者数の合計数 ※4 就職率ごとに次の単価 75%以上 +2万円 55%以上75%未満 +1万円 55%未満 +0万円 |
| | 算定方式 $\frac{\text{修了就職} + \text{中途就職}}{\text{修了} + \text{中途就職}}$ 就職 週20時間以上労働(無期雇用、31日 以上の期間雇用) 労働者を雇用する事業主 | | 算定方式 $\frac{\text{修了就職} + \text{中途就職}}{\text{修了} + \text{中途就職}}$ 無期雇用、4月以上の期間雇用 自営 |
| その他 | (設定なし) | 新規設定奨励金 (平成23年3月末をもって廃止) | (設定なし) |

上記いずれも、訓練実施機関が予定どおり訓練を終了した場合。

連続受講の可否（案）

原則

一の職業訓練終了1年経過前に受講（連続受講）できるのは、基礎コース→公共の場合のみ。
次のいずれかに該当する場合は、例外として連続受講可能。

- ・ 例外1 経過措置（下図の◎部分）
- ・ 例外2 東日本大震災の被災者又は被災地域に居住する者に関する特例措置（下図の☆部分）

| 連続受講 開始 | 求職者支援制度施行前 | | | 求職者支援制度施行後 | | |
|---------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|
| | 基礎演習等 | 実践演習等 | 公共 | 基礎コース | 実践コース | 公共 |
| 新制度施行前 | | | | | | |
| 基金訓練 基礎演習等 | × (重複) | ○ | ○ | × (重複) | ◎ <特例>※ | ○ ※ |
| 基金訓練 実践演習等 | × (逆行) | × ☆ (重複) | ○ | × (逆行) | × ☆ (重複) | ◎ <特例> |
| 公共職業訓練 | × (逆行) | × ☆ (逆行) | × ☆ (重複) | × (逆行) | × ☆ (逆行) | × ☆ (重複) |
| 新制度施行後 | | | | | | |
| 基礎コース | | | | × (重複) | × (一部重複) | ○ |
| 実践コース | | | | × (逆行) | × (重複) | × (一部重複) |
| 公共職業訓練 | | | | × (逆行) | × (逆行) | × (重複) |

※ 基金訓練：基礎演習等→実践コース又は公共のいずれかが可能。
基金訓練：基礎演習等→実践コース→公共は不可。

【東日本大震災】求職者支援制度での震災対応について(案)

東日本大震災により、東北地方沿岸部を中心に広範囲にわたって甚大な被害が生じ、その復旧・復興に必要な人材の育成・確保及び被災により失業を余儀なくされた者に対する就職支援も急務となっている。

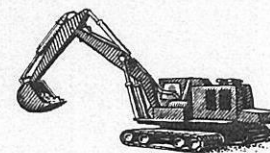
このため、緊急人材育成支援事業に引き続き、求職者支援制度においても被災地域の復旧・復興支援を推進するとともに、更に強力に人材育成を推し進めるため、以下の特例措置を講ずる。

○ 災害復旧に必要な人材育成のための震災対策特別訓練コースの設定奨励

損壊家屋等のがれきを処理するために必要な人材（車両系建設機械運転手）を育成するための訓練の実施を奨励

- 訓練内容 車両系建設機械運転技能講習等
- 訓練期間 10日～1ヶ月以内
- 訓練奨励金 12万円/人

【対象県】青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県



○ 被災者等への求職者支援訓練受講の特例措置

求職者支援訓練の受講要件を緩和し、被災者及び被災地域に居住する者の訓練受講機会を拡充

- 複数受講制限の緩和 実践演習コース受講者が実践コース(他分野に限る)の受講を可能とする
- 公共職業訓練修了者の受講制限の緩和 実践コース(他分野に限る)又は震災特別訓練コース希望者が、訓練開始日において公共職業訓練の受講修了後1年未満であっても、受講を可能とする

【対象者】被災者または被災地域に居住する者

○ 被災者への職業訓練受講給付金の特例措置

職業訓練受講給付金の給付要件について、被災により、将来にわたって生活が不安定な状況になっている被災者に配慮し、訓練受講を支援

- 土地・建物要件の弾力的運用 被災者の実情に応じて、他に土地・建物を所有している場合も給付金の受給を可能とする

【対象者】被災者